

# 柏市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月9日制定

令和3年11月10日改定

令和5年3月10日改定

令和7年4月9日改定

柏市農業委員会

## 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最重要の必須事務として明確に位置づけられた。

柏市では、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業従事者の高齢化及び担い手の不足や離農等による遊休農地の発生並びに拡大が懸念されており、その発生防止、解消に努めていく一方、利根川の調節池や手賀沼流域に広がる良好な稲作を中心とする土地利用型農業が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整等に取り組んでいく必要がある。

以上の背景を踏まえ、地域の強みを活かしつつ、都市化の進む本市においても持続可能な農業を推進していくため、法第7条第1項の規定に基づく指針として、農業委員並びに農地利用最適化推進委

員（以下「推進委員」という。）が連携し，継続的に農地等の利用の最適化を一体的に取り組んでいくための具体的な目標と推進方法，目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定めるものとする。

なお，本指針は，基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する柏市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の目標を示すものであり，農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証，見直しを行うものとする。

また，単年度の具体的な活動については，「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知，令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 2 遊休農地の発生防止及び解消

### （1）遊休農地の解消目標

現状	管内の農地面積	2,550ha
令和7年4月	遊休農地面積	67.9ha
3年後の目標	遊休農地解消面積	14.8ha 解消
令和10年3月	(令和7～9年度)	

#### 【目標設定の考え方】

令和2年度から令和6年度までに既存の遊休農地を解消した面積をもとに，1年間平均で解消した面積（以下「1年間平均解消面積」という。）を算出。3年後の目標とする遊休農地解消面積としては，1年間平均解消面積に3年間を乗じて得るものとする。

※目標の数値には，遊休農地から非農地となった面積は含まない。

## (2) 遊休農地の発生防止及び解消の具体的な方法

### ① 農地の利用状況調査並びに利用意向調査の実施

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査並びに農地の利用意向調査と共に、農業委員会事務局から提供された地図等をもとに、利用状況調査実施時期以外にも農地パトロールを毎月一定回数以上行い、違反転用の発生防止・早期発見等を行う。

また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

### ② 戸別訪問等による遊休農地の発生防止

農業委員及び推進委員が、農業委員会事務局からの情報などを参考に年間を通して戸別訪問等を行い、遊休農地の発生防止に向けた啓発活動を行うと共に、相談業務を行うなかで、現状把握や助言等を行うことにより、遊休農地の発生防止に努める。

また、後継者がいないことが確認できた農業者の農地の所在等を確認し、農地の拡大を希望している農家や新規就農者とのマッチングを行う。

### ③ 農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権設定等の推進

農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権の設定等による農地の貸借を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

## (3) 遊休農地の発生防止及び解消の評価方法

遊休農地の発生防止及び解消の進捗状況は、遊休農地解消面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 担い手への農地利用の集積・集約化

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B / A)
現状 令和7年4月	2,550ha	886ha	34.7%
目標 令和10年3月	2,550ha	1,099ha	43.1%

#### 【目標設定の考え方】

目標の数値は、令和5年9月に見直された「柏市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をもとに設定。見直し時期の概ね10年後の予想農用地面積が2,550ha、利用集積の目標面積（以下「目標面積」という。）が1,530ha、集積率が60%であることから、10年後の目標の集積率と現状（令和7年4月）の集積率の差（以下「集積率の差」という。）を算出。令和10年3月の目標とする農地利用集積面積と集積率としては、集積率の差の1年間の平均集積率を算出したうえで、3年後（令和10年3月）の目標面積と目標集積率を算出した。

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な方法

##### ① 農用地利用集積等促進計画の推進や中間管理事業との連携

農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権の設定等による農地の貸借を推進するとともに、農地中間管理事業について農業者への周知を進める。

##### ② 農業者等の意向の把握による担い手への集積・集約化の推進

農地の現状や農業者等の意向について、現状把握を行うとともに、後継者がいない農地については、農地の拡大を希望している農家や新規就農者とのマッチングを進める。

##### ③ 「地域計画」の見直しについて

柏市と連携して、農業委員会として、地域（1集落又は数

集落) ごとに人と農地の問題を解決するため、農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに取り組む。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**4** 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数
現 状 (令和7年4月)	7 経営体 (令和4～6年度)
3年後の目標 (令和10年3月)	8 経営体 (令和7～9年度)

【目標設定の考え方】

令和2年度から令和6年度までの新規参入経営体数が13経営体であったことから、1年間平均の新規参入経営体数(以下「1年間平均経営体数」という。)を算出。3年後の目標とする新規参入経営体数としては、1年間平均経営体数に3年間を乗じて得るものとする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な方法

① 関係機関と連携したサポート

柏市、千葉県や農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入並びに経営相談、農地あっせん等、必要に応じたサポートを行う。

## ② 里親農家によるスタートアップ支援

協力農家が里親となって参入希望者を一定期間受け入れ、耕作技術等の指導を行うことで、新規就農の負担を軽減する。

## ③ 農業委員及び推進委員によるフォローアップ

農業委員及び推進委員は、新規参入支援を目的とした貸付意向の聴き取りを行い、新規参入希望者に紹介するなど、農地のあっせんや、新規参入経営体の定着を図るため、参入後の相談に応じる等、適宜フォローアップに努める。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入経営体数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。